

警察職員指導支援要綱の制定について

平成24年3月14日
大通達甲（警）第3号
大分県警察本部長から本
部各課・所・隊長、警察
学校長、各警察署長宛て

（概要）

この通達は、職員の抱える業務上及び私生活上の問題を的確に把握した上で、早期に適切な指導及び支援を行うことにより、職員の厳正な規律の保持及び健全な私生活の確保を図るため、所属長等の責務、指導支援の体制等について必要な事項を定めたものである。